

8 建住第 159 号
令和 8 年（2026 年）5 月 15 日

関係機関団体の長 様

長野県建設部長
（公 印 省 略）

長野県地球温暖化対策条例の一部改正について（通知）

このことについて、長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例が令和 8 年 3 月 23 日に公布され、改正後の長野県地球温暖化対策条例（平成 18 年長野県条例第 19 号）及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成 18 年長野県規則第 22 号）に基づく規定が段階的に施行されます。

特に下記の主な改正内容（ア）については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号、以下「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 2 項に基づく委任条例による規定であるため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

また、改正内容について設計者等へ広く周知が図られるよう、別添のチラシ等により貴会会員への周知にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 条例の一部改正について

(1) 改正理由

長野県ゼロカーボン戦略の目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、次のとおり改正する。

(2) 改正の概要

ア 主な改正内容

- (ア) 新築住宅の建築物省エネ法に基づく適合義務基準を建築物省エネ法第 30 条に規定する現行誘導基準（Z E H水準）に引き上げ（改正後の条例第 20 条の 2 関係）
- (イ) 延べ面積 300 m²以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備の設置義務を創設（改正後の条例第 21 条の 2 関係、改正後の規則第 13 条の 2 関係）
- (ウ) 設計者による建築主への省エネ性能等に関する説明・報告義務の拡大（改正後の条例第 23 条の 2 関係）

イ 義務規定の位置付け

- (ア) 建築物省エネ法第 2 条第 2 項に基づく委任条例による規定（建築基準関係規定のため、**確認審査対象**）
- (イ) 独自条例による規定（建築基準関係規定でないため、**確認審査対象外**）
- (ウ) 独自条例による規定（建築基準関係規定でないため、**確認審査対象外**）

(3) 公布日及び施行日

公布日：令和8年3月23日

施行日：(ウ) は、令和9年4月1日

(ア) 及び (イ) は、令和10年4月1日

(4) 経過措置

(ア) 及び (イ) について

改正後の条例第20条の2及び第21条の2の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物について適用します。

(ウ) について

改正後の条例第23条の2の規定は、この条例の施行の日以後に設計を委託された建築物について適用します。

2 改正資料等の参照先について

(1) 長野県ホームページ（通知日以降に掲載予定）

改正内容及び改正後の条例、規則等は以下のページにも掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/ondankataisaku/zyoureikaisei.html>

(2) 設計者の説明・報告義務説明用マニュアルについて

作成次第、(1)のページに掲載しますので、再度ご案内します。

(問合せ先)

建築住宅課 指導審査係

(課長) 佐々木 (担当) 芝野 山田

電話 026-235-7319 (直通)

E-mail kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp